

令和5年9月市議会定例会

参 考 資 料

焼 津 市

令和5年9月市議会定例会

参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第57号	焼津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1
議第58号	焼津市道路線の認定について	3

議第57号 焼津市印鑑条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市印鑑条例</p> <p>昭和51年3月30日条例第17号</p> <p>第1条 略</p> <p>第14条 (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書交付申請書により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、多機能端末機等（地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置した端末機又はこれと同様の機能を有する端末機で本市が庁舎等に設置したものをいう。）</u>に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（利用者が証明用電子証明書（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者が証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録されたものに限る。以下「個人番号カード」という。）<u>を</u>使用し、<u>利用者が証明用電子証明書の発行に係る暗証番号を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p>	<p>焼津市印鑑条例</p> <p>昭和51年3月30日条例第17号</p> <p>第1条 略</p> <p>第14条 (印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第15条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、印鑑登録証明書交付申請書により、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者は、多機能端末機等（地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置した端末機又はこれと同様の機能を有する端末機で本市が庁舎等に設置したものをいう。）</u>を使用し、次に掲げる方法により<u>印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（個人番号カード）<u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者が証明用電子証明書をいう。以下同じ。）が記録されたものに限る。以下「個人番号カード」という。）</u>を使用し、個人番号カード用利用者が証明用電子証明書の発行に係る暗証番号を入力する方法</p> <p>(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（移動端末設備用利用者が証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者が証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものに限る。以下「移動端末設備」という。）<u>を使用し、移動端末設備用利用者が証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他規則で定める措置を講ずる方法</u></p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第16条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、当該印鑑登録証明書交付</p>

申請書と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付するものとする。この場合においては、印鑑登録証の提示があつたことにより、当該申請は、本人が申請したものと又は本人の意思に基づき申請したものと推定する。

2 市長は、前条第2項に定める方法による申請があつたときは、電子計算組織により当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付する。この場合においては、個人番号カードの使用及び利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力があつたことにより、当該申請は、本人が申請したものと推定する。

3 市長は、印鑑登録証の提示（前条第2項に定める方法による申請にあつては個人番号カードの使用及び利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力）がない限り、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

以下 略

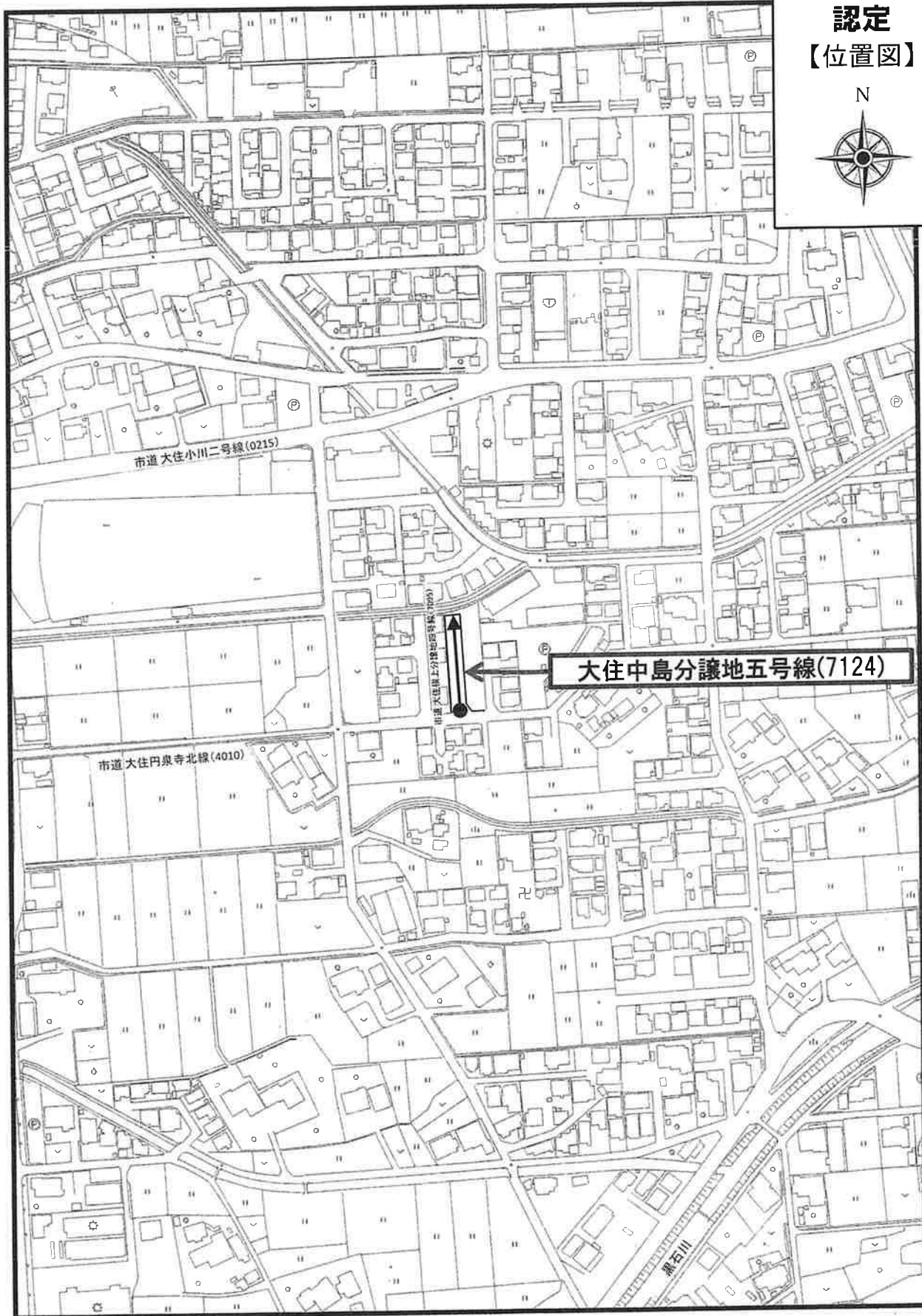
申請書と印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項を照合し、当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付するものとする。この場合においては、印鑑登録証の提示があつたことにより、当該申請は、本人が申請したものと又は本人の意思に基づき申請したものと推定する。

2 市長は、前条第2項に定める方法による申請があつたときは、電子計算組織により当該申請が適正であることを確認し、印鑑登録証明書を交付する。この場合においては、前条第2項第1号に定める方法による申請にあつては個人番号カードの使用及び個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力があつたことにより、前条第2項第2号に定める方法による申請にあつては移動端末設備の使用及び移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他の規則で定める措置が講じられたことにより、当該申請は、本人が申請したものと推定する。

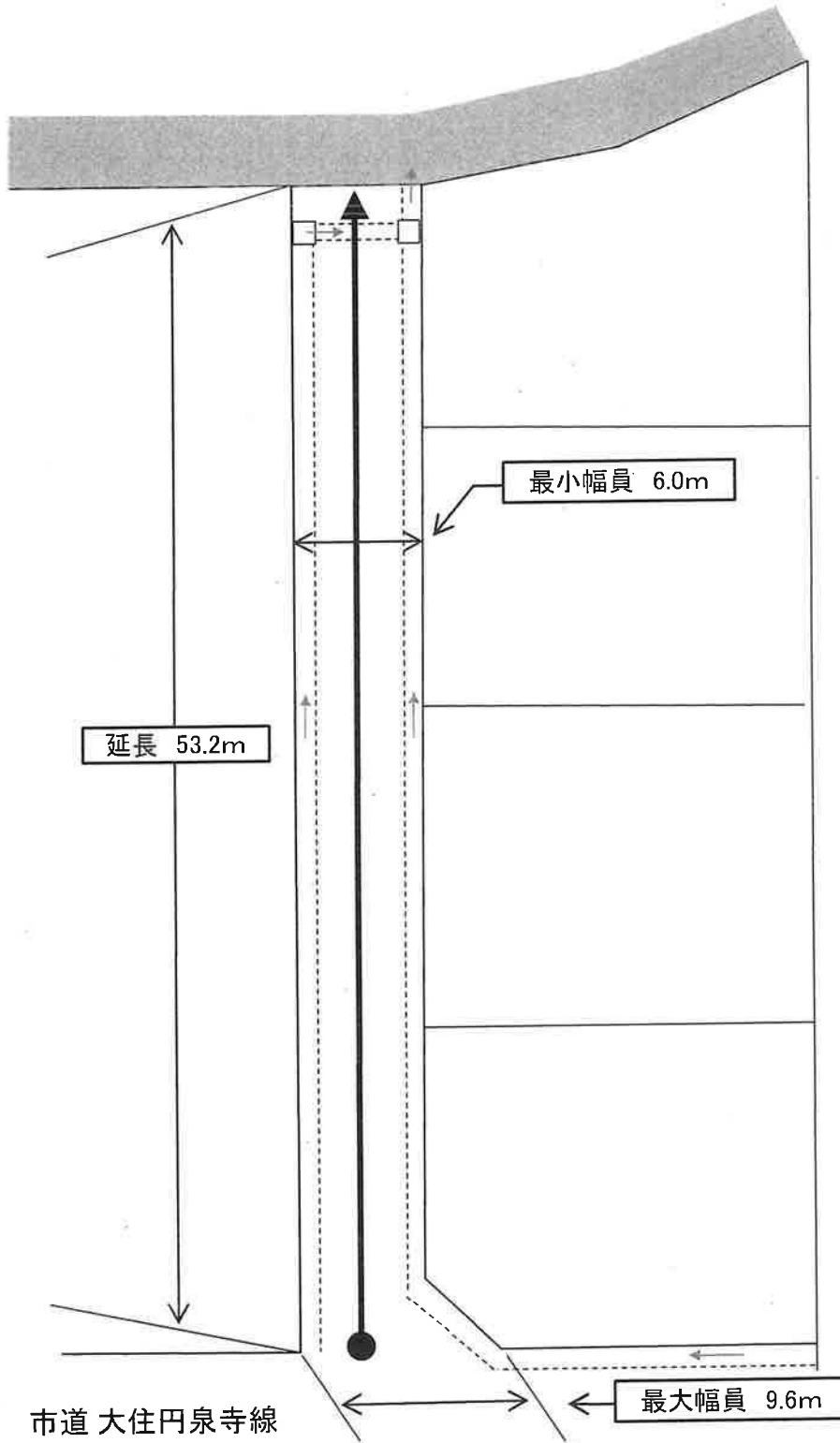
3 市長は、印鑑登録証の提示（前条第2項第1号に定める方法による申請にあつては個人番号カードの使用及び個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力、前条第2項第2号に定める方法による申請にあつては移動端末設備の使用及び移動端末設備利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号の入力その他の規則で定める措置の実施）がない限り、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

以下 略

焼津市道路線
認定
【位置図】
N

焼津市道路線
認定
【平面図】



路線名	大住中島分譲地五号線 (7124)	
路線延長	最小幅員	最大幅員
53.2m	6.0m	9.6m